



## <論説>マカートニーの対中国貿易交渉

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西村, 孝夫 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00002206">https://doi.org/10.24729/00002206</a>

# マカートニーの対中国貿易交渉

西 村 孝 夫

## 一 問 題 の 所 在

古来からの堅固な貿易制限<sup>(1)</sup>と一七二〇年以降における廣東一港のみに貿易を限定しようとする貿易統制<sup>(2)</sup>との壁を打破しようとしてヨーロッパ諸国は十七世紀以来、度々使節を中国に派遣し、また時には暴力を伴う接近さえ試みた。しかしまカオに拠点を置いたポルトガルの場合を除いて、いずれも不成功に終つた。イギリスも、オランダやポルトガルやロシアの先例にならつてそうした試みを再三行つた。

東インド会社に対抗して設立された、かのコートン会社によつて一六三六年派遣された John Weddell (元東印度会社使用人) を船長とする一隊は廣東に通商を開こうとして果さず、乱暴を働いた<sup>(3)</sup>。その後、東印度会社による一六六四年ヒンド号のマカオ派遣、一六五八年会社に属さぬ私貿易船二隻の廣東到着、一六六四年会社によるスラート号のマカオ派遣、一六七六年アモイ商館の設置（ただしこれは清帝の直轄領でないから、中国貿易の開始を直ちに意味しない）、一六八三年一八九年に到る数次の会社船の派遣、一六九九年マクレスフィールドによる廣東での若干の交易（しかし廣東における商館設置は実現しなかつた）等は、マカオにおけるポルトガル

人の妨害の強さと国内対抗貿易業者の競争に対する東インド会社の焦躁ぶりを示している。<sup>(4)</sup>

十七世紀末、東インド会社の中国貿易業務の総監に任命された Allen Catchpoole は、一七〇〇年一〇月舟山に商館設置を図り、定海や寧波を通じてアモイ地方と通商関係に入つたが、この頃の会社の意図は、本国会社が彼に与えた訓令（一七〇一年一一月二五日付）にも明白なように、「この貿易を維持し、毛織物の販売を出来うる限り促進するよう努力せねばならぬ。けだし会社がより多く送れば送るほど、國民にとって喜ばしい、しかも会社は特許状によつて輸出の少くとも十分の一（の毛織物—西村）を輸出する義務がある」という点にあつた。北中国は古来カセイとかマンジとか呼ばれ、毛織物の好輸出市場と考えられていた。<sup>(5)</sup> 少くとも十八世紀末まではこの意図は継続していたし、そして廣東に恒常的な貿易関係をもつに至つても、やはり毛織物の輸出を再三再四試みている。しかし中国には農業と密接に結び付いた木綿生産があつたから、到底毛織物は中国人の需要するところとならなかつた。

しかし、十八世紀末になると、对中国貿易に対するイギリス側の態度は極めて積極的となり、一七八四、五年頃から廣東へのイギリス船来航は頻繁となつた。毛織物が販売しえないのでどうしてそのように積極的になつたのであろうか。この点を解明するためには、一方でイギリスにおける産業革命の進展、とりわけ農業革命の展開による小農民層の没落と賃労働者への転落と茶輸入の激増との関係を分析する要があるし、他方この時期におけるイギリス対中国の貿易機構の転換と東インド会社を含むイギリス貿易商人の性格変化との関連を検討せねばならないであろう。これらの諸点は本稿の主要テーマであるマカートニー卿の対中国交渉の分析においてとりあげられるべき基本的な諸問題である。いすれ後述することとして、マカートニー派遣前後の動向を摘記しておこう。

一七五七年廣東一港のみに外国貿易が限定され、さらに「防範外夷」<sup>(6)</sup> という法令が設けられた一七五九年ジェ

ームズ・フ林ント（中国側の記録によれば「洪任輝」）が寧波を経て天津に使し、一七八七年にはベンガル陸軍の給養局長キャスカート大佐が国王の使節として派遣された。この後を承けて、一七九二年における本稿の主人公マカートニー卿の派遣が続く訳である。この後イギリスは一七九五年、一八〇五年、一八一六年と同様に使節を派し、中国に対して貿易拡大の要求を行つた。十八世紀半ばから十九世紀初めに至る、こうした諸々の努力も結局無駄に終つた。この度重なる要求が実現されるには、かのアヘン戦争を俟たねばならなかつたことは周知の通りである。

そこでこの時期における最大の使節としてマカートニー派遣をここにとりあげ、先述の諸問題の検討を進めながら、イギリス産業資本接近に対する中国側の対応の仕方を分析してみようというのが本稿の主要な意図である。この分析の中に、アヘン戦争前におけるイギリス对中国貿易、あるいは中国の対外貿易の基本的性格を両側面から明らかにしておきたい。要すれば、アヘン戦争の歴史的必然性の一要因がそこに浮びあがれば幸いである。<sup>(7)</sup>

## 一一 マカートニーの使節団とその使命

マカートニー（George Macartney, 1737~1806）は、かつてロシアとの通商条約をまとめた人で、一七八〇年の末にフォート・セント・ジョージ、すなわち今日のマドラスの総督に任命された。一七八五年辞職するまで現地の藩王と交渉をもつた。こうした経歴が買われて彼が対中国交渉の主役に選ばれたのは当然であつた。<sup>(8)</sup>

使節派遣の企図は一七九一年一〇月初め頃から存し、政府よりマカートニーに対し交渉が始められた。<sup>(9)</sup> その公式的な理由は中国の乾隆帝の八十才の誕生日を祝うというところにあつた。<sup>(10)</sup> ダンダスとマカートニーとの間で派遣が確定したのは一七九一年一二月二二日であった。こうして翌一月六日使節団の結成から企画が進められた。<sup>(11)</sup>

なおこの企画の進行中にオランダ側が現地で使節に便宜を供与する事由出でるに付、オランダもイギリスと同様に中国貿易で不利な環境の下にあつたからである。<sup>(12)</sup>

使節派遣の費用は人件費年額二三四〇〇ポンド（海軍々人を除く）、経費として現金で二万ドル（ドルは五シリング）、残余は会社または広東の特別委員会宛手形振出の権利が大使に与えられる。人件費のほか、職掌による年俸の差は後記する。出発時まで会社が負担した費用は合計三一八七一ポンドであった。<sup>(13)</sup>

使節の携行した贈与品は次の通りである。一方ではイギリスの科学水準や国威を示すもの、他はイギリス製造工業の製品で、中国に販路を拡大すべしものであった。すなわち、<sup>(14)</sup>

Presents taken by the Macartney Embassy

Planetarium	£1,438	Camlets	£145
Globes	971	Silk cloths	229
Carriages	2,180	Poplins & tabinets	164
Lustres	949	Birmingham goods	484
Firearms	777	Swords	162
Curiosities	420	Sheffield goods	125
Samples of Tea	16	Morocco skins	4
Broadcloth	1,026	Copperware	115
Long ells	465	Tinware	33
Window and plate glass	36	Merlin's chair	39

Carpets

221

Telescope

180

Mathematical instruments

124

Saddlery

259

Printed satins

115

Models of the sovereign

142

Prints

256

Measuring instruments

388

Wedgwood pottery

170

Chemical & electoric

instruments

Chronometers

17

Stationery

917

Optical instruments

174

Total value

210

Smecaton's pulleys

45

£ 13,124

である、これが外にキャスカート大佐が贈りられた物品<sup>一四八六</sup>年<sup>ハニ</sup>を加へた。

最後に使節団の結成と並んで、廣東においても使節団を退けために、△社の委員達が中國政府と前交渉を行  
こゝ、聯帝の勅許を取る努力を続け、成功してこだんむを申添へておる<sup>(十五)</sup>。  
やうに次に使節団の編成を見てみよう。() 右ざるの年俸である。\* 岳のついた人物の詳細は既によく知られ  
てゐる。

Ambassador — George Viscount Macartney of Dervock\* (£15,000)

Secretary (& Minister Plenipotentiary in the absence of the Ambassador) — Sir George Leonard Staunton\*

(£3,000)

2 Under-Secretaries { Acheson Maxwell (£500)  
Edward Winder (£500)

- 2 Interpreters { Jacobus Li\* (£150)  
Pablo Cho\* (£150)
- Comptroller — John Barrow\* (£200)
- Surgeon — Dr. William Scott (£200)
- Physician (and 'natural philosopher') — Dr. Hugh Gillan\* (£400)
- Mechanic (experimental scientist) — Dr. James Dinwiddie\* (£200)
- Painter — Thomas Hickey (£200)
- Draughtsman — William Alexander\* (£100)
- Metallurgist — Henry Eades (£50)
- Watchmaker — Charles-Henry Petipierre
- Mathematical Instrument Maker — Victor Tibault
- Gardner and Botanist — David Stronach\*
- Page to Ambassador — Master George Thomas Staunton\*
- Valet to Ambassador — Aeneas Anderson
- Tutor to Master Staunton — Herr Hüttner
- 5 German Musicians (Leader — John Zapfäl) (£360)
- 10 Servants (£550 in all)
- Military Escort:—

Lt.-Col. George Benson (£685)

Lt. Henry Parish\* (£182. 10s.)

Lt. John Crewe (£182. 10s.)

10 Dragoons (£150 in total)

20 Artillerymen (£300 " )

20 Infantry (£300 " )

H. M. S. Lion (64 guns):—

Capt. Sir Erasmus Gower\* (£500)

1st Lieut., Lt. Campbell

Hindostan, East Indiaman (30 guns):—

Capt. William Mackintosh\*

マーリト・アーナンダーベーの記録によれば、その他に有名・無名の随員・使用人が多数隨行したとのことだ、総勢110名内外であったと想われる。とりわけ、各種の調査・観測を行う目的で科学者・技師・画家などが参加しこそぬ点は注目に値する。いかにもこの派遣使節団が大規模なものであったかを知る。すなわち、これは単なる通商使節であるのみならず、一大調査団でもあつた。

上述にも一触したが、この使節団が編成されるまでのいあわつについてはプリチャードの研究に詳しい。<sup>(18)</sup> この使節にピット内閣の内務卿クンリー・ダンダス<sup>(19)</sup>（一七九二年九月八日付）及び東インド会社が与えた使命は彼等の数個の訓令に明確である。これを簡単に摘要してみると、まず政府側では、

「従来イギリスの対中国貿易が極めて支障の多い、危険な、そして不安定な状況の下に行われていたから、これを救済するべく努めるために、

- ①乾隆帝と通商・修交条約を締結して、使臣をその朝廷におくこと、
- ②通商（すなわち中国の茶とイギリスの毛織物・綿織物その他との交易）は相互の利益になるから、これを拡大するため北部沿岸の諸港を開くこと、
- ③商業基地としての居留地を茶・絹織物産地の付近に租借すること、
- ④広東における現在の弊害を除去し、将来の保障をえること、
- ⑤北京などに新市場を開拓するために、諸種の商品見本を携行すること、
- ⑥要すれば、日本・コーチシナ等にも通商関係を開拓すること、  
などに努めるべきである」との訓令を与えた。

右の訓令で注目される諸点としては、従来の毛織物に加えて綿製品その他（とくに金属工業製品）が登場して來ていること、また非合法のアヘン貿易については細心の注意を払い、もし通商条約上にこれに關するとりきめをするように中國側から要求されるならば譲歩はしてよいけれども、インド産アヘンの自由販売による実質利益を確保するようにせよと訓告していることがある。前者は、イギリス産業革命の過程で、イギリス綿工業が製品輸出をなしうる段階に到達し<sup>(20)</sup>、毛織物工業と並んで海外市場を求めるようになったという事実の反映である。後者は、東インド会社がインドでアヘンを栽培し、これをもとに行つたアヘンの密貿易がイギリス政府によつて公然と認められていたことを示す訓告であり、アヘン戦争がいわば「実質利益」を擁護するイギリスの武力行使で

あつたと断定しうる史料となろう。

政府の訓令中には、上記の他に、いわゆる「私的貿易商人」private traders の行う「非行」irregularities についても言及しているが、これは少くとも一八一三年の会社インド貿易独占権の停止以前における、東印度会社外にある商人達に対する政府の見解をよく物語っている。さうに茶の輸入について大きな関心を示していることは、産業革命、とりわけ農業革命の進展がイギリス国内にミルクを欠乏させる結果を招き、その代替品ないし補充用としての茶の重要性が政府の側にも認識され始めたという事情を反映している。

次に、東インド会社は使節団にどのような指令を与えたか。これは非常に長い指令文なので、これを要約してみると、<sup>(21)</sup>

- ①現在の広東貿易における東印度会社の境遇を悪化させないこと、
- ②中国側のイギリス人に対する印象を好転させるようすること、
- ③広東以北のいずれかの港（北京付近は望ましくない）において交易する許可をえること、
- ④公行の廃止に関しては慎重に情報を集めること、
- ⑤中国の商業・工業に関する情報を蒐集すること、
- ⑥広東にイギリス船員の宿泊所を設置すること、
- ⑦中国からイギリスに輸入しうる有利な新商品を見付けること、
- ⑧東インド会社は必ずしもそれを強く望まないが、イギリス新製品の販路拡大に努めること、
- ⑨ロシアへの中国綿製品の輸出（これはヨーロッパに再輸出され、インドとロンドンとの貿易に有害である）についても情報をえること、

ところであった。

明るかに極めて消極的で、しかも⑧にも見られるように、イギリス製品の中国市场への進出についてもおこなはれたかがはっきりとそこに読みとれるし、商業資本＝会社の前期的性格とその後における会社の産業資本への従属化という運命が示されているのが興味深い。<sup>(22)</sup>③における「廣東以北の港」とは明白に茶や絹の産地に近く、またそれらの諸商品を「より安価に」購入しうる港を指しており、北京を避けたのはプリツチャードの見解にしたがえば紛争を避けるとの意図があつたといわれるが、しかし④における「公行」の制度に手を焼いた会社が北京の貿易干涉をあけんとした意図の方が強いと思われる。

マカーテリーがこれらの諸訓令を具体的にどう中国側に要求したかは後述する。

### II 使節団の行動と交渉の経過

使節団の行動を知るには、われわれは種々のオリジナルな記録・日誌・文書類を利用することが可能。これを列挙してみると、まずはイギリス側の資料としては、

- (1) An Embassy to China, being the journal kept by Lord Macartney during his Embassy to the Emperor Ch'ien-lung, 1793-1794. ed. by J. L. Cranmer-Byng, Bristol, 1962.
- (2) Robbins, Helen. H., Our First Ambassador to China; An Account of the Life of George, Earl of Macartney ..... London, 1908.
- (3) Barrow, John, Some Account of the Public Life and a Selection from the Unpublished Writings of the Earl

of Macartney. 2 vols. Lond. 1807.

- (4) Staunton, Sir G. L., An Authentic Account of an Embassy from the King of Great Britain to the Emperor of China ..... 2 vols. London 1797. (2nd ed. 1798: abrd. ed. An Historical Account of the Embassy to the Emperor of China..... 1797.)

(5) Barrow, J., Travels in China, Lond. 1804. (2nd ed. 1806)

(6) Do., A Voyage to Cochin China, in the Years 1792 and 1793, Lond. 1806.

(7) Do., An Autobiographical Memoirs of Sir John Barrow, Bart. Lond. 1847.

(8) Proudfoot, Wm. Jardine, Biographical Memoir of James Dinwiddie LL. D., Astronomer in the British Embassy to China, 1792, '3, '4 ..... compiled from his notes and correspondence ..... Liverpool, 1868.

(9) Alexander, Wm., Journal of a Voyage to Pekin in China on board the Hindostan E. I. M. which accompanied Lord Macartney on his Embassy to the Emperor (MS. in the Brit. Mus.)

(10) Staunton, George Thomas, Journal of a Voyage to China (MS. in Duke Univ. Libr., North Carol.)

(11) Anderson, Aeneas, A Narrative of the British Embassy to China, in the Years 1792, 1793 and 1794 ..... Lond. 1<sup>(S)</sup>795. (『英國駐華使節報告』 拼音標註 盡卷)

(12) Hüttner, J. C., Nachricht von der Britischen Gesandtschaftsreise durch China und einen Theil der Tartarei, Berl. 1797 (French tr. Voyage à la Chine, Paris 1800).

(13) Holmes, Samuel, The Journal of Mr. Samuel Holmes ..... as one of the Guard on Lord Macartney's Embassy to China and Tartary ..... Lond. 1798.

- (14) Gower, Capt. Sir Erasmus, A Journal of His Majesyt's Ship Lion beginning the 1st of October 1792 and ending the 7th September 1794. (Brit. Mus. Add. MS. 21106.)  
なんがおり、第11次的な研究へといたる。
- (15) Cranmer-Byng, J. L., 'Lord Macartney's Embassy to Peking in 1793 from Official Chinese Documents,' Journal of Oriental Studies (Hong Kong Univ.) Vol. IV, 1-2, 1957-8.
- (16) Pritchard, E. H., 'Letters from Missionaries at Peking relating to the Macartney Embassy (1793-1803)', T'oung Pao, xxxi, 1935.
- (17) Do., 'The Instructions of the East India Company to Lord Macartney on his Embassy to China and his Reports to the Company, 1792-4,' Journal of the Royal Asiatic Society, 1938, Parts II, III and IV.  
なんがね。
- 中国側資料として  
『東華錄』
- (18) 『渤海國志』
- (19) 『大清会典事例』
- (20) 『国朝采遠記』(「乾隆五十八年秋八月英吉利來朝貢物」)
- (21) 『達衷集』卷下
- (22) 『東華錄』
- (23) 『高宗純皇帝聖諭』
- があふ。邦文文献ながらに中國人学者の研究も多く述べられてゐる。

ここではマカートニー自身の手になる(1)を中心にして(4)、(11)、(18)などを参照にした。これらは比較的入手し易い諸文献であるとともに、必要な諸点はそれらが尽していると思うからである。これらの史料の価値については、クラムマー＝ビングの考証がある。

航海そのものに関しては、使節のことを記すところが少ないと批判されているG・L・ストーレンの手記が最も詳細である。さてマカートニーは一七九二年九月二一日ポーツマスで軍艦ライオン号に乗組み、二六日ヒンドスタン号とともにここを出帆した。<sup>(25)</sup> 同行のブリッジ船（二本マスト）ジャッコールは途中はぐれてしまい、スマトラ沖まで再会しなかつた。英仏海峡からビスケー湾、大西洋へ、カナリー群島のマディラ（一〇月一〇日）、ヴエルデ岬諸島のセント・イアゴを経て、南米リオ・ジャネイロに着いたのが一二月二日、<sup>(26)</sup> 約二週間後の一二月一七日南大西洋をアフリカ南端を目指して出発し、一二月及び一七九三年の一月、二月は南大西洋、インド洋を東に航海し、トリスタン・ダ・クーナ、アムステルダム、セント・ポールの諸島を経て、二月半ばオーストラリア西方を北上し、二月二十五日頃スンダ海峡に入り、三月六日バタビアに到達した。この頃大使マカートニーは痛風を病んだ。付属船クラレンスを買ったのもこの頃であった。

バタビアから三月一七日北上してプロ・コンドール島を過ぎ、五月二六日にコーチシナのツロン湾に至り、訓令にしたがいコーチシナとの貿易の可能性を検討した。ここを出発したのが六月一五日、二〇日から二三日までマカオの沖合に接近し、ジャッコール、クラレンス両船とともにストーントン、マックスウェルおよびマッキンツッシュを派した。この後黄海を経て、七月三日舟山に達し、七月二一日渤海、直隸海峡の廟島列島の登州（蓬萊）に達した。この前日の七月二〇日の夕方マカートニーから使節団全員に対して布告された文をストーントンおよびアンダースンは伝えている。<sup>(27)</sup> 大使の最も強調した点は、

- ① 「イギリス人に對する従来の悪評を一掃するため、特に秩序ある態度によって改めて中國人に新しく、より公正で、より好ましい英國人觀を與へる事が肝要である」 といふ (it was therefore essential, by a conduct particularly regulated and circumspect, on the part of those who belonged to, or were connected with, the Embassy, to impress the Chinese with new, more just, and more favourable ideas of Englishmen; ....)
- ② 個人的貿易を厳に戒めたことである。これは一七九三年九月五日付の東印度会社より大使宛訓令及び八日付の書面で嚴重に禁止された行動である。(The necessity of avoiding the least appearance of traffic, accompanying an Embassy to Pekin, was such as to have induced the East India Company to forgo the profits of a new market, and prevented them from shipping any goods for sale in the Hindostan ....)

つこゞ由河口に到着したのが七月二五日であった。イギリスを出て優に一〇ヵ月ほど中國の北京近くに接近した記である。この間寄港地に関して何れの手記も詳細に伝えてゐるが、本稿の当面の考察には關係がないので省略する。なおスローンの手記第一版第一巻の折込地図は以上の経路を詳細に示す。次頁に掲げるのはその略図である。一六頁に掲げたのは中國内における経路を示す。

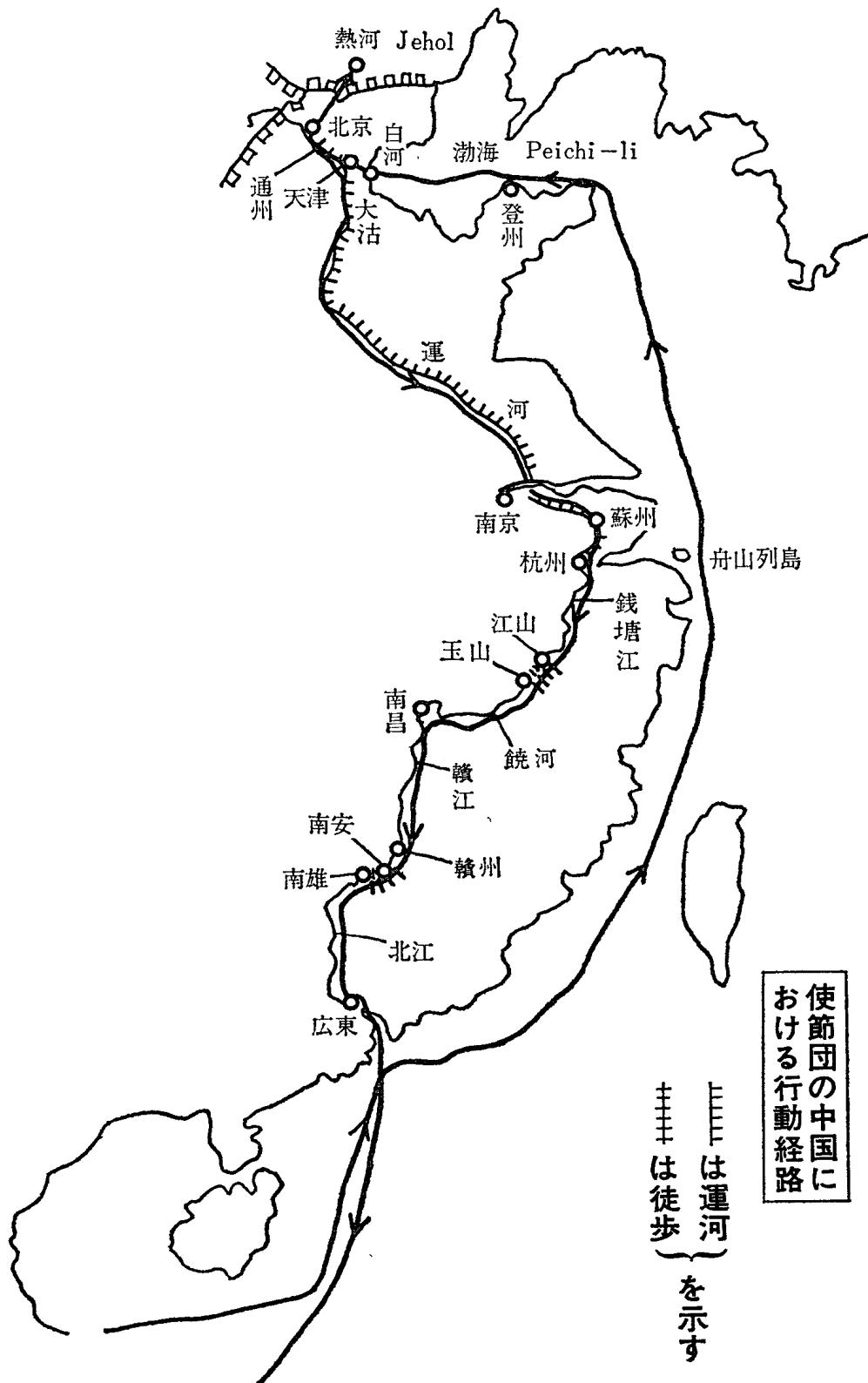
さて由河から先へはイギリス船は入れなかつたので、ここから大使はジャンクで大沽に上陸したが、上陸に先立ちか二人の中国人官吏 (Chow-ta-zhin 周大人 [文宦]、Van-ta-zhin 樊大人 [武宦]) が隨員をしたがえ、食料品を携行してライオン号に七月三一日出向きて、乾隆帝への贈り物が何であるかを確めた。かくてライオン号は舟山で待機せしめられた、ヒンドスタン号の方は日本に来る予定であったが、天候、健康などの諸事情を考えて取止めとなつた。<sup>(28)</sup> もしヒンドスタン号によれば、ヒンドスタン号は舟山で広東において入手するよりむしろ有利な条件で茶と錦とを入手すべしとのことがわかった。大使のんの時期に “the great object of my mission is to spread the



使節航路

use of British manufactures throughout every part of Asia, from whence any valuable returns may be made to Europe.” との極めて重要な発言をした。しかし使節は一七九三年八月五日大沽に隨員とともに宿した。

上記の中國文武官吏に先導され、大沽から、さわゆる「英國進貢使」 Ambassador bearing tribute from the country of England の旗を先頭にジャンクで白河を遡行して天津に向ったのが八月九日であった。この途次で天日製塩や「廣東へ送る」茶の箱を見た。乾隆帝はその誕生日（旧八月一三日、新九月一七日）を迎えるため、この頃熱河の離宮に滞在中で、そこでイギリス大使を見見する予定であった。八月一一日天津、一六日中国一高官とともに通州までいわゆる北運河を利用して到着した。ここで下船し、北京に徒步で向った。この頃中國側は大使に対して、皇帝に向ひて叩頭の礼を行つた。ついで再び要求した。北京滞在中にスムーズな通商を “whenever in the course of time the East India Company's ships shall have free access to the port of Tien-sing, the demand for the manufactures of Birmingham and Sheffield will be very much enlarged, for the supply of Pekin alone.” と書いたが、先述の政府筋の調査と東



イング会社訓令との差異がはしむなくなり矛盾した記述となつて現われてゐる。北京では大學士が使節を迎えた。<sup>(29)</sup>

北京には九月一〇日まで円明園に滞在し、種々の外国人や中国官吏に会つた。マカーテリーはベーベンガムの刃物について “I am persuaded that if we can once introduce them into China as an article of trade there will be a great demand for them.” と書く。また毛織物について “I know it is the policy of the East India Company to increase principally the export of the coarser woolens, and I have little doubt that in a very few years China will call for more of them than we can easily supply; but I would recommend also the sending out our very finest cloths ……, together with assortments of kerseymeres and vigonias. Those we wore ourselves I observed everybody greatly admired.” と書く。が、極めて樂觀的な見通しだねともいふ、ヌーハンヒュ回様な矛盾を示して興味深い。九月一日朝、大使は馬車で、他の隨員は馬や驥で北京を出発し、途を北東にとって古北口付近で五日長城を越え、熱河（承德）に着いたのは九月八日であった。この日も隨行して來た中国官吏達は乾隆帝に対し叩頭の礼を行つよう勧告を繰返しているが、マカーテリーはイギリスは朝貢国ではないのだからイギリス式の礼を行はせよこと抗議している。九月十四、十五日乾隆帝に謁見する事に決まった。<sup>(30)</sup>

謁見の際、臣頭の礼は行わなかつたらしい。中国側の史料では行つたよう書を振りである。彼は手つかず皇帝にイギリス国王の図書を手渡した。この図書の中には “No doubt the interchange of commodities between Nations distantly situated tends to their mutual convenience, industry and wealth.” とある。だが、この相互利益をうたつた語句を後掲二三頁の乾隆帝の返書の高圧的・一方的な表現と対照してみると興味深い。<sup>(31)</sup> この二日後、すなわち九月十七日皇帝の誕生日を祝賀する式典が催され、大使もこれに参列したが、翌一八日にはイギリス側

の要求に対し、条約を結ぶことを拒絶するという皇帝の回答が与えられたらしい。九月二三日であつたともいわれている。しかし同一内容の返書は一〇月三日に大使に交付された。この交付は使節団に対する退去命令にも等しい意味をもつた。同時に英國王宛の親書、答礼品を受取つた。<sup>(32)</sup>

使節の最大の目的である肝心の諸要求事項について、皇帝の親書、勅諭は何も関説されていないので、大使は英政府及び東インド会社から与えられた諸訓令の中から六点を抜萃して中國官憲に提出した。それは次の通りであつた。

- ①イギリス商人が舟山、寧波、天津で貿易を行うこと。
  - ②ロシア人同様に、北京に倉庫を設置すること。
  - ③舟山付近の一島に商品倉庫と商人住居を設けること。
  - ④広東近傍にも同様な施設を設けること。
  - ⑤マカオと広東との間の通過税を廃止するか、または少くとも一七八二年の水準にまで低減すること。
  - ⑥皇帝の定める率以上の税を中國官憲がイギリス商人に要求するのを禁止すること。<sup>(33)</sup>
- これらの要求に対する最終的な回答は大使が熱河を九月二一日出立した時にも与えられず、北京を去る前の一〇月七日皇帝からの書簡という形式で与えられた。こうして大使は交渉の目的を達せず、一〇月二一日北京を出立、天津を経て南運河を南下し、杭州を経て、失意のうちに広東に帰路の旅行を続けた（前掲一六頁の略図参照）。この間、蘇州や杭州付近で桑畑の存在は見たが、絹織物業に関する調査は出来なかつた。また茶の種子や茶樹あるいは蚕はやつと入手しえた。一一月一八日琉球からの進貢使に出会い、日本の諸事情について次のようなことを聞出した。すなわち、日本には良港があり、外国との通商に障害のないこと、中國産に稍々劣る茶を産し、ま

た銅・鉄の鉱山があつたが、金・銀鉱は未だ知らねてゐなかつた。なおヤシキン・トシム、船長は杭州から別れ、舟山におけるルンダスタン島を回った。<sup>(34)</sup>

このやうにして一七九四年一月十九日広東に到達したが、この前後の一一月一〇日及び一七九四年一月一日に、大使は広東貿易に関する「防範外夷」と私曲による損害と闊歩の抗議の文書を中国総督に提出した。広東では一一月二十六一八日に行商の Pan-ke-qua, Chir-chin-qua に令りだところが、これが潘（文嚴）略血〔回文行〕<sup>(35)</sup>（母程）経血〔經血〕のふじめのへ。この他軍船や給糧とゆくべにて最後の交渉を重ねた。この辺の記録で次の如く観察を下してゐるが注目すべきである。特にマタリックに注目する。“Our settlement in India would suffer most severely by any interruption of their China traffic which is infinitely valuable to them, whether considered singly as a market for *cotton* and *opium*, or as connected with their adventures to the Philippines and Malaya.

To Great Britain the blow would be immediate and heavy. Our great *woolen manufacture*, the ancient staple of England, would feel such a sudden convulsion as scarcely any vigilance or vigour in Government could for a long time remedy or alleviate. The demand from Canton for our woollens alone can't now be less than £500,000 to £600,000 per annum, and there is good reason to believe that with proper care it may in some years be stretched to a million. We should lose the other growing branches of export to China of tin, lead, copper, hardware, and of clocks and watches, and similar articles of ingenious mechanism. We should lose the import from China not only of its *raw silk*, an indispensable ingredient in our silk fabrics, but of another indispensable luxury, or rather an absolute necessary of life: tea.<sup>(36)</sup>

またアンダースンが広東の貿易状態を伝える重要な記録を抜すいすると、次の通りである（傍点筆者）。

「広東はヨーロッパ人が取引を許されている中国唯一の開港だが、しかし交易の一切は、市街からほぼ一哩離れたその郊外で行われる。……茶商にしても茶櫃がずっと幾列にも並んでいて、近頃英國でも殆んど生活必需品となり、ヨーロッパの各地でもどんどん用いられるようになつた茶がその茶櫃の中に一ぱい詰つてある。

この東洋国と取引しているヨーロッパ諸会社の商館はいずれも中國ふうの建て方である。建物は頗る頑丈に石と煉瓦でできてはいるが、建築上の設計からいえばぴつたり中國ふうなので、私もそれが一番いいと信じている。だから中には大きな広場がいくつもあり、その中には船長や船員が船荷の準備期間中寝泊りする部屋は勿論、貨物官や書記の起居する部屋までちゃんとできている。

河岸にはこうした商館がいくつも並んでいるのだが、それらの横の連絡は全然ない。どれもそれぞれの国の国旗が目じるしで、それが日中は、それぞれ商館のどこかよく眼のつくところに翻っている。

ここに貿易会社が商館を構えている国々は、英國、オランダ、フランス、スウェーデン、デンマーク、ポルトガル、スペイン、アメリカ諸国である。が商館そのものの大きさといい、商船の数といい、对中国交易での英國の勢力には他の国々が束になつてかかって到底及ばないようだ。」<sup>(37)</sup>

またマカオについてアンダースンは記す。「ここマカオには、ヨーロッパ諸国の商館の館員がそれぞれ邸を構えているというのは、広東滞留を許される期間は各国商船の船荷準備に必要な期間だけに限られているからである。」

これらの記述は当時の広東貿易の実態とそれに対する大使の将来への見通しとを描いて余すところがない。それはともかく、大使が広東を出発したのが一七九四年一月八日、そしてマカオにおいて大船団を組み帰国の途に

ついたのは三月一七日であった。そして途中セント・ルナ（四月一〇日）を経由し、一七九四年九月二一日マギリスのスピット・カーナに帰着した。<sup>(38)</sup>

これで、われわれはマカーリー使節団の行動と交渉の経過を観察し終えたのであるが、最後にマカーリーがその使節行で到達した結論は次の如きのやうだ。すなわち、“nothing could be fallacious than to judge of China by any European standard. My sole view has been to represent things precisely as they impressed me.” われば極めて当然なんじゆのやうであるが、中國との貿易交渉の困難な性格を知った彼としては当初の中国見通しの修正だつたといふ。彼がその手記の最末尾に書いたる種々の観察は極めて多くの項目を含んでゐる。列記してみる。Manners and Character: Religion: Government: Justice: Property: Population: Revenue: Civil and Military Ranks and Establishments: Trade and Commerce: Arts and Sciences: Hydraulics: Navigation: Chinese Language: Conclusion もなじゆ。<sup>(39)</sup> マカーリーは公平な態度で見たまゝを書いたのである。中国の慣習がイギリスと異るところ多かつて、中国人を馬鹿にしたり、軽べつしたりしてはならぬことじゆいふ。他の諸点はさむかく、貿易・商業あるいは技術に関する彼の記述を次に稍々詳しく述べておこう。「過去四〇年近くの間、中国の貿易に関するわれわれの知識はカントンだけに限られていた」と彼はいつ。商業資本の対中國觀はそのよだんな性格をもつていた。彼はこゝ。毛織物に対する需要が伸びるやうに、ガムの鉄製品、例えば仕立屋の使う鍼などや白銅 (tutenag=貨幣用) も輸出増大の可能性がある。また玩具、宝石、絵具、染料などは私的貿易商人に委せておけばよい。インダストリーや廣東との貿易では一七九二年の合法貿易としてボムベイからの綿布輸出が一'〇八一、五四四テール（約六九三、八三八ヨンム）、これに非合法貿易であるアーバンが一五万ポンドである。綿およびアケンに対する中国側の要求は益々増大するやうである。そしてイギリスと中

國との貿易が發展するのに比べて、オランダ、フランス、アメリカ、デンマーク、スウェーデンのそれは衰退するものと思われる。

このようにマカーテリーは、对中国貿易の前途に對していわゆる樂觀的な見通しを立てたものであるが、しかし中國側の否定的な態度の眞意と浮來の困難をも適確に指摘している。すなわち、"the real motive, which they do not chuse avowing, and which is their apprehension lest too great a communication with Strangers should interfere with that profound tranquility and that awful submission among all Classes of Men the maintenance of which is in truth the ever-present and only inalterable maxim of this Government." との如く、日本へつた態度の如きは、「it would certainly require in us great skill, caution, temper and perseverance, much greater, perhaps, than is reasonable to expect.」<sup>(2)</sup> といふものである。

#### 四 中国側史料との比較

以上、われわれは使節団に屬するイギリス人自身の資料によつてマカーテリー使節団の行動を観察したのであるが、一体彼等が中国に到着してからそこを去るまでの間、中国側は使節をどのように観、また処置したのであらうか。これを中国側の史料で確認しておこう。

『粵海閥志』卷二十三「貢舶三、嘆咲喇之部」に「乾隆五十八年入貢方物有天文地理音樂大表等凡二十九種」という書出しが、マカーテリー使節団の來朝を所載している。<sup>(41)</sup> 大使のジャンク船団の先頭に「進貢使」の旗が立てられたのを想起する。これに対し、帝からはイギリス国王に十余種の品物を賜わった他、「正副使副使之子代筆官總兵官聽事官管船官等」を賞した。これはマカーテリー、ステーントン父子、マッキスウェル、ベンヌン中佐、

バロウ、マッキントッシュ船長等を指している。「八月十三日万寿節使臣行慶賀礼」とあるのは熱河における皇帝誕生日の祝いをいったものである。皇帝が一行に度々貴重な賞与を下賜したとこの記録は記しているが、ストーリー、アンダースンの方は大して有難くもないような叙述をしている。逆にイギリス使節が近代科学の粋、国威の華と考えて献上した贈り物を中国側は貢物として簡単に取扱っている。

次に大使の皇帝への要請については、「貢使在京呈請於直隸天津浙江等處貿易並懇賞給附近珠山小海島一處及附近廣東省城地方一處居住」として、廣東貿易の「弊害」などにはふれていない。そしてこの要請は「越例干瀆斷不可行」(従来例のないことで断じて許せない)と一語にして中国側の態度を表白している。この記事の後に、乾隆帝のイギリス国王及び大使に対する「勅諭」が長々と続いているが、その中から重要な個所を次に抜すいしておこう(傍点筆者)。

イギリス国王宛「爾國王遠在重洋傾心嚮化特遣使恭齋表航海來庭叩祝万寿……具見爾國王恭順之誠深為嘉許……爾國王表內懇請派一爾國之人住居天朝照管爾國買賣一節此則天朝体制不合斷不可行……」

マカートニー宛「向來西洋各國及爾國夷商赴天朝貿易悉於澳門互市歷久相沿已非一日天朝物產豐盈無所不有原不籍外夷貨物以通有無特因天朝所產茶葉磁器絲斤為西洋各國及爾國必需之物是以恩加体恤在澳門開設洋行俾得日用有資並沾余潤今爾國使於定例之外多有陳乞大乖仰体天朝加惠遠人撫育四夷之道且天朝統馭萬國一視同仁即廣東貿易者亦不僅爾嘆咷唎一國……」

これらを見ると、マカートニーが政府及び東インド会社から受けた訓令に基き提出した要求はことごとく不許可である。中国側にしてみれば、特に廣東で必需の茶や生糸を買いうるだけでも有難い聖恩に浴していると思わねばならないのに、その上先例のない厚顔な要求は以外の外といわんばかりの語調であった。

## 五 総括

使節の失敗は最初から予想されていたか。失敗はともかく、困難は会社も、マカートニー自身も認めていた。彼も、政府筋も、中国における東インド会社の経営が思わしくないので、これを改革するのが、使節の成功を確保する第一条件であると考えていた。<sup>(42)</sup>

だがいかに困難にせよ、使節の派遣は当時絶対に必要であった。けだし、乾隆帝の誕生祝賀の好機を外せば、次の皇帝の即位という不確定の時期まで延期せねばならなかつたばかりでなく、イギリス側の事態はもつと切迫していた。一口にいえば、既に日程に上つた産業革命の齋した諸要請と東インド会社自体の御家の事情とがあつた。それとともにここでその考察は略するが、当時貿易・植民戦争で鎬を削り合つたフランスがフランス革命によってその諸活動を低下している好機でもあつた。

まず第一に、産業革命によるイギリス工業生産力の進展に伴い、製品販売市場を求める各種製造業者の要求が高まつたことである。すなわち毛織物、金属製品に加えるに綿織物が新に登場し、中国市場への進出が企図された。使節派遣が決定される一ヵ月半ほど前、すなわち一七九一年一〇月三一日の日付で、ダンダス宛にバーミンガムの金物製造業者の人 Samuel Garbett (彼は産業革命史上有名なマンシュー・ボールトンの協力者であつた) が六枚の同封書類を入れた手紙を書送つたが、それがマカートニーに呈示されたということである (しかしこの手紙は現存していない)。これはマカートニーやストーレンがその手記の中で屢々バーミンガム金属製品の中國輸出の可能性について言及している事実と符合する興味ある史実である。使節派遣の動機の一を明白に物語る。さらに、出発に先立つて七月一九日北部工業地帯、とくにバーミンガムやマンチェスターその他の地方に廻状を

送り、その地方の製品で中国に販路を拡張すべきものの見本を提出せしめることとした。ボールトンやサミュエル・ガーベットもその中に含まれていた。この見本の蒐集に要する費用を東イングランド会社が負担するかどうかに關し、会社と製造業者との間に意見の食ちがいが起り、ガーベットは自費をもつてでも蒐集する今までいい切つてある。マカートニーに与えた政府の訓令と会社のそれとの間において、イギリス製造工業品の中国販売に関する態度のちがいが見られたのもこのような事情を反映している。このガーベットは八月一五日付マカートニー宛の書簡で使節の成功は「イギリス製造工業の東方への国民的拡延」(a national extention of British manufactures to the East)に連り、またそれは会社の管轄区域外の根拠地を中国に設けて、凡てのイギリス貿易商人がそこに行きうるかどうかにかかっていると述べている。集まつた製品の生産地はバーミンガム、シェフィールド(以上金属製品)、リーズ、エクゼター、ノーリッチ、コベントリ、グロースターシャー、ウィルトシャー(以上毛織物)、ペイスリー、マンチェスター(以上綿織物)及びトロームであった。これらは乾隆帝への贈与品中にも散見された。

このように産業革命によつて拓かれた新しい経済状勢はイギリス製品の中国市场への進出という要請を使節に托したのである。政府の訓令はその具体的表現であった。<sup>(43)</sup>

しかし東インド会社の場合はそれとニュアンスを異にしている。会社の特許状の期限は一七九三年に切れる予定であった。会社の貿易独占に対し、各製造工業地帯の商工業者達から反対の声も挙っていた。その上、毛織物輸出については、それが会社の存続にもかかわる条件の一であり、年々一〇万ポンドの毛織物輸出がその特許状に常にうたわれていたことを考慮に入れれば、会社にとって毛織物輸出は至上の命令であった。したがつて会社としては特許状更新の切迫という最大の難局を大使派遣によつて何とか打開したいと考えた。しかし、かとい

つて政府||製造工業者筋のように積極的で強気な態度をもつて中国に臨むことには反対であった。訓令の消極的な調子は、すでに大使出発前の準備過程でも見られ、マカートニーと会社側との間に論議の応酬があり、例えば軍艦の派出が中国人に不安を与えるはしないか、会社の商館に大使が干渉を加えはしないか等という会社の危惧が表明された。<sup>(44)</sup>

すなわち、会社は中国・インドの諸商品、例えば茶・絹・綿製品をイギリスに独占的に輸入してその売上げにより商業利潤をえていたから、余計な刺戟を中国に与えてこの地位を危うくすることは危険であり、またアヘンを、明白に中国に密輸すると知りつつ、地方貿易商人に売りつけ、右の諸商品購入のための銀を稼いでいた会社としては自然消極的とならざるをえなかつた。国内的に見れば、この独占を特許状によって確保しておくことが絶対必要で、産業資本に従属しつつある商業資本||会社のデレンマが使節派遣への資金的な協力となつて具体化したのである。この結果特許状は一七九三年四月二〇年間（一八一三年まで）延長されたが、この法案を準備したダンダスは「王によるインド統治が望ましいが、現状では会社の独占を認める方がよい」と微妙な発言をしている。さらに会社は広東以外の地に貿易港を開いて茶や絹をより安く入手しないかどうか、ロシアが中国綿製品をヨーロッパに再輸出して会社の独占を妨害しないかどうかをもその関心事としていたことは、その大使への訓令にも表われている。とりわけ公行制度の廃止についても慎重な態度で臨むことを要求し、公行がイギリス毛織物を販売してくれる（実際上はそうではなかつたが）のを挙げているのは興味深い。まさにウエークフィールドのいうように、「広東の独占はリーデン・ホール・ストリートの独占に依存している」のであつた。<sup>(45)</sup>

最後に、先にも一言したが、産業革命と会社側との二つに共通な問題として、イギリスにおける茶の消費激増がある。産業革命、とりわけ農業革命の進展につれて、エンクロージャーが拡大し、かつて共同耕地や小面積の

菜園地で乳牛を飼育した小農民が没落して土地を奪われ、牛乳を入手しえなくなり、その代用・補充として茶を飲用し始めた。Davies, *The Case of Labourers in Husbandry* によれば “Tea-drinking is not the cause, but the consequence, of the distresses of the poor.” である。Durham の Sedgefield も、貧民が牛乳がないので茶を飲むに至つたと指摘されている。当時の文筆家でこの習慣を「贅沢」と考えた人々もあつたが、しかしイギリスに輸入された紅茶の品種が大部分中級以下のものであったことを考慮に入れれば、決してそういうはいえない。こうしてイギリス社会の下層、中流、はては上層にまで及んだ茶の需要はそれを「必需品」ほど考えさせるに至った。会社も、政府も出来る限り廉価な茶の輸入に共通の利害を感じていたといえる。<sup>(46)</sup>

マカートニーの派遣にも拘らず、十九世紀に入つてからも同様な使節派遣の要があつたのは周知の通りである。このような失敗の結果について、会社側のフランシス・ベアリングは予期した通りであると評し、プリツチャードも失敗は最初から判つていたとし、使節派遣の前提が問題であったと評しているが、われわれとしては、それにも拘らず敢てこの企画が実施されねばならなかつた歴史的事情を明白にすれば足りる。<sup>(47)</sup>

こうしてアダム・スマスの自由貿易の宣言後ほぼ十五年、イギリスの対等で自由な貿易関係という理想にしたがつてこの使節が中国に派遣されたが、中国皇帝の眼から見れば西の果のちっぽけな島国からの使節はモンゴル、ビルマの進貢使と同様にしか映らず、しかもその要求は悉く「天朝の体制」に合わないものばかりである。

では「天朝の体制」とは何か、この点は中国の社会経済構造、いわゆる「中国の堅固な内部編成」に関する問題であった。この編成をマカートニーも気付きかけていたが、しかしこれをぶち壊して、商品の弾丸をこの内部に打込むには、もはや平和な外交手段では不十分であつた。武力による通商強要をもつて「頑冥固陋」な中国を「開明」する手段のみがイギリス人に残されていた。いうまでもなく、それが「アヘン戦争」への途であつた。

(一九六六・五・八)

- (1) 例えは茶馬の交易を統制した諸例については田中忠夫「塞外茶貿易論」、同「支那茶業史論」(支那經濟研究五卷) 及び石山福治「支那茶業史論」(東亞經濟研究三卷の三、五の三) を見よ。
- (2) 梁嘉彬『廣東十三行考』、『粵海關志』第八冊夷商雜識、米谷栄一『近世支那外國貿易史』など。
- (3) 抽稿「東印度公司の貿易獨占とコーネン会社」大阪府大經濟研究第三号所収参照。
- (4) 抽著『イギリス東印度会社史論』参照。
- (5) 抽稿「Richard Hakuluyt『航海誌』と東印度貿易」(廣島大学政経論叢第四卷第四号所収) 参照。
- (6) 『鄭海關志』第八卷一三四—三三一頁。
- (7) Morse, H. B., *The Chronicles of the East India Company trading to China, 1635-1834*, 5 vols.
- (8) マカートリーの記像はアーダース、加藤憲市邦訳『マカートリー卿奉使記』□紙版印行。'In 1791 he was undoubtedly the most eligible man in England to serve as an Ambassador to China.' (Pritchard, E. H., *The Crucial Years of Early Anglo-Chinese Relations 1750-1800*, Research Studies of the State College of Washington, Vol. Nos. 3-4, Sept. & Dec. 1936, p. 272.)
- (9) Pritchard, op. cit., p. 272.
- (10) Ibid., p. 274.
- (11) Ibid., pp. 275, 277.
- (12) Ibid., pp. 302-3.
- (13) Ibid., pp. 304-6.
- (14) Ibid., p. 306.
- (15) Ibid., pp. 312-7.
- (16) Ibid., p. 290 ff; Cranmer-Byng, J. L. (ed.), *An Embassy to China*, Bristol, 1962.
- (17) 抽稿「イギリス東印度貿易海運史の一断面」大阪府大歴史研究第四号所収参照。

- (18) Pritchard, op. cit., Index. pp. 290-5.

(19) 同書ダハダベダ、ルハムが一七八四年に設置した The Board of Control (東インダシ社及び東方に於けるイギリスの諸事項を管轄する) の歴史を有した (Cranmer-Byng, op. cit., Introduction, pp. 15-6.)

(20) 指著『イギリス近代工業の生成と展開』参照。

(21) Pritchard, op. cit., p. 309.

(22) Ibid., p. 308. めだか譲り難い『外社史録』参照。

(23) ハレドンヒューブ別稿を付記してあるが、もし前の梁前掲書を参照のこと。

(24) テンダースンは一七九五年、即ち甲辰の書物を刊行してあるが、スルーハーネン及びヒューブナーのものより一年早い。その點「本書なり」とその著者たる私くのハレドンヒューブは謹説及誤解がある」ふ書いてある (加藤邦訳八頁)。前引の John Barrow たるの「だまふ」、「あらわの」やあるから非難があつたのではないか (Cranmer-Byng, op. cit., p. 343)。

(25) Cranmer-Byng, op. cit., p. 61: Anderson, op. cit., は「11月田となつてある。

(26) Prictahard, op. cit., p. 318. は「11月田」であるが、マカーティーの『品録』による。

(27) Staunton, op. cit., II. 96. ff. 加藤前掲邦訳一六六頁。

(28) Cranmer-Byng, op. cit., pp. 70-1, 73-4, 325-31. Staunton, II, p. 138.

(29) Cranmer-Bung, op. cit., pp. 75-89: Staunton, II, 172-180, III. 3. 加藤前掲邦訳九六一七、一一一—二〇頁。

(30) Cranmer-Byng, op. cit., pp. 105, 106, 119, 131 ff, 140, 175,

(31) Morse, op. cit., II, pp. 244-7: Pritchard, op. cit., pp. 341-2.

(32) Ibid., pp. 345, 347.

(33) Ibid., 348: Cranmer-Byng, op. cit., pp. 149-50.

(34) Cranmer-Byng, op. cit., pp. 175, 177, 182-6. 加藤邦訳八六、一一一八頁。

(35) Cranmer-Byng, op. cit., pp. 203, 207. 212: Pritchard, op. cit., p. 357. 加藤邦訳一六〇頁。

(36) 同上一六四—五、一六八頁。

(37) 米谷栄一『近世支那外國貿易史』一三三頁。

Crammer-Byng, op. cit., p. 216. 加藤邦訳114111、臣頁。

Crammer-Byng, op. cit., 216, 219, 221-78. 加藤回上11K4、1171頁。

Pritchard, op. cit., pp. 360, 363.

『鹽海關志』第～弔八11頁、八111一九11頁。

Pritchard, op. cit., pp. 273, 278.

Ibid., pp. 274, 279 ff., 295, 296-7. 摘轉『マカリス近代工業』1111臣頁以降。

拙稿「マカリス毛織物」(業者兼ハムソシ社)(堀経夫博士古稀記念講文集所収) 参照。

拙著『新社史論』1101-111011、1167頁。

(46) (45) J. L. & B. Hammond, The Village Labourer, Guild Bks., Vol. I, p. 124. 摘轉「マカリス東イハムソシ社の中國の茶」大阪府大經濟研究第111回卯辰現116。

(47) Pritchard, op. cit., pp. 323, 375.